令和４年度　都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議

○主催者挨拶

警察庁で犯罪被害者等施策を担当しております、長官官房審議官の佐野でございます。

都道府県、政令指定都市の皆様におかれましては、平素より犯罪被害者等施策の推進に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

令和３年３月に第４次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、今年度は２年目となります。

第４次基本計画のポイントの一つとして「地方公共団体における犯罪被害者等支援」が挙げられております。

地域住民の方にとって最も身近な公的機関である地方公共団体には、犯罪被害に遭われた方の生活再建に向けた支援など、重要な役割を果たすことが期待されております。

犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定が進み、公営住宅等への優先的入居等の配慮や見舞金制度を導入する地方公共団体が増えるなど犯罪被害者等支援については着実に進展してきております。

しかし、犯罪被害に遭われた方やその御家族からは、依然として、多岐にわたる意見・要望が寄せられており、支援体制を更に充実させ、個々の事情に応じた適切な支援を実施することが求められております。

特に、単一の機関の取組による支援には限界があることから、継ぎ目のない中長期的な支援を実施するためには、国、地方公共団体、警察、関係機関、民間被害者支援団体等が連携・協力して、重層的な支援を行うことができる体制を構築していくことが重要となっております。

犯罪被害に遭われた方やその御家族のニーズに沿ったきめ細やかで途切れのない支援が実現されるよう、引き続き犯罪被害者等施策の推進に御協力をお願いいたします。

今年度の本会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年度同様、動画配信による開催としており、また、希望する市区町村や関係機関においても視聴していただくこととしております。

最後に、本会議を御視聴いただきました皆様方の今後の活動がより有意義なものとなり、犯罪被害者等施策の推進に役立つことを祈念し、私の挨拶とさせていただきます。